

事務連絡
令和3年5月24日

各児童福祉施設ご利用保護者様

八重瀬町民生部児童家庭課長
(公印省略)

国の緊急事態宣言に伴う八重瀬町内児童福祉施設の対応等について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応等にご理解いただき感謝申し上げます。
令和3年5月23日より国の緊急事態宣言地域となりましたので、以下のとおりご連絡します。

【本緊急事態宣言にかかる児童福祉施設関連について】

- 緊急事態宣言の期間（令和3年5月23日～令和3年6月20日）

- 八重瀬町内の保育園・放課後児童クラブ・認可外保育園・子育て支援センター・児童館の登園（利用）自粛等について
学校・保育園等の一斉休校等の措置はなく、原則の開所要請のため、登園自粛の要請は行わない（通常保育の実施）。
また、県外・離島への往来は、自粛要請が発出されているため、往来があった場合などは、家庭保育協力をお願い致します（保育料の減免無し）。

- これまでの対応方法の継続について
 - ・園児等の毎日の健康観察の徹底（登園する前の検温等）。
 - ・職員や園児等が体調不良時の登園を控える。
（目安 37.5℃：個人の平熱を十分に配慮しながら柔軟に対応）
 - ・園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症にかかる事案がある場合の園への報告の徹底。
 - ・手・指・備品・施設の消毒及び換気の徹底。

※本文書は、令和3年5月24日時点のものであり、今後、変更があり得ますのでご留意下さい。

お問い合わせ先：八重瀬町民生部児童家庭課
子育て支援班 電話：098-998-7163